

【資料2】



障害者差別解消法

認知度調査結果

令和3年（2021年）2月
北海道

障害者差別解消法認知度調査結果について

1. 調査目的

障害者差別解消法が施行されて3年以上経過したことを踏まえ、障がいのある方ご自身やそのご家族、障がい福祉に関係する方などに障害者差別解消法がどれだけ認知されているか把握するため認知度調査を実施した。

2. 調査対象者

障がいのある方、そのご家族、障がい福祉関係者など
障がい福祉関係者の家族も含めて幅広く実施。

3. 調査期間

令和2年（2020年）8月1日（土）～ 令和2年（2020年）8月31日（月）

4. 調査項目

1. あなたの性別を教えてください。
2. あなたの年齢を教えてください。
3. あなたと障がいのある方との関係を教えてください。
4. 平成28年4月に施行された「障害者差別解消法」を知っていますか？
5. 平成30年12月に認知度調査の結果を元に学校教育教材を作成し、全道の小中学校、特別支援学校に周知しています。知っていますか？
6. 障害者差別解消法が施行されて、あなたの生活や仕事に何か変化を感じますか？
7. どのような変化があったのか具体的に教えてください。
8. 今後、この法律をより多くの人に知ってもらうためにはどのような取組が必要だと思いますか？

5. 回答方法

(1) 北海道電子自治体共同システム簡易申請

(2) FAX（※郵送）

※ インターネットやFAX環境がない方については、郵送により提出

6. 調査結果

詳細は「別紙2」のとおり

【結果概要】

(1) 回答数

2,887件（R元年度調査から+137、前年比105%）、うち簡易申請945件、FAX（郵送含む）1,942件。

(2) 性別

回答者の性別による割合は男性44%、女性55%と女性の回答者の比率が多い。

(3) 年齢構成

40代の回答が最も多く、次いで50代、30代、60代、20代、70代、20歳未満、80代以上の順であった。（令和元年度調査と年齢構成の割合に変化なし）

(4) 回答者と障がいのある方との関係

福祉関係者が1,221名（+210人）と最も多かった。次いで知的障害当事者が675人（+132人）、親が371人（-149人）の順であった。

知的障がいのある方から回答が最も多かった理由として、調査対象となっている施設等

が利用者に対し広く調査を実施したことが考えられる。

なお、大きな変化として教員が昨年度から104人減の16人と大きく減少していた。

(5) 障害者差別解消法の認知度

「内容も知っている」が31%、「名称は知っている」が31%、「知らない」が37%で、法を認知している方は62%という結果であった。

令和元年度調査と比較すると「内容も知っている」・「名称は知っている」が1%ずつ上昇、「知らない」が2%低下、これに伴い法の認知度は2%上昇した。

なお、認知度は同調査を開始した平成28年度から認知度は60%台を推移しており、当事者やその家族、福祉関係者等への普及は停滞していると考えられる。

(6) 学校教育教材の認知度

「知っている」が13%、「知らない」が83%、「実際に教材を使用した授業を受けたこと」があるは0.2%、「実際に教材を使用した授業を受けたことがある」は0.5%と低調な値となった（本質問を開始したR1年度と同様の傾向である）。

なお、本教材の配布は平成30年度1度限りであること、今回の調査では教員の回答者は16人に留まっていることが複合的に影響していると考えられる。

また、後述する問8においても小学校などで障がい者への理解という意見があるように早期から教育現場で障がい者への差別解消に関する普及啓発を行うことが、同法の普及および障がいをもつ方への理解に繋がると考えられることから、改めて教育現場への教育教材の提供や効果的手法について再度検討が必要と考えられる。

(7) 障害者差別解消法施行後に感じた変化

「感じる」は11%、「感じない」が83%と変化を感じていないとの回答であった。令和元年度と比較すると「感じる」は1%低下し、「感じない」が1%上昇していた。

「感じる」と回答した人の多くは「福祉関係者」で占められており、自施設内や業界内で「合理的配慮」という言葉の普及を実感したり、同僚の利用者への接し方が良くなってきたという記述が目立っていることから、同法がサービス提供側への正の意識変容に繋がっていると考えられる。

それに対し、「感じない」と回答した人は障がいのある方やその家族が多くを占めており、「当事者」側が同法の施行による変化を実感しにくい内容と考えられる。

また、一部で「表面的な変化」や「差別化が広まった」など負の変化についても一部記述があることから、今後は記載内容について質的な分析が必要と考えられる。

(8) 今後、この法律をより多くの人に知ってもらうために必要な取組

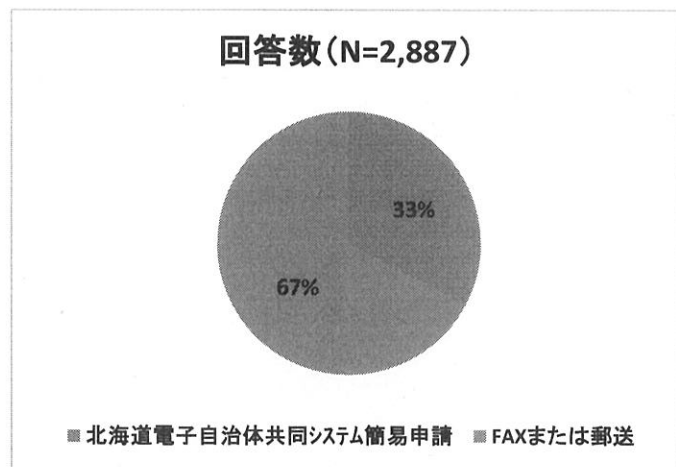
新聞やテレビや twitter や youtube などマスメディアやソーシャルネットワーキングサービスを活用した継続的な情報発信が必要との意見が多く寄せられたほか、講習・研修・勉強会といった学習機会の提供、小学校等における教育段階の啓発といった意見が見られた。

これらの意見は障がいのある方の親族や福祉関係者が多くを占めており、障がいのある方の回答は「わからない」もしくは聞き取りを行った施設の方から障がい特性により回答困難等との記載があることから、障がい特性によっては本質問項目が抽象的な内容であると考えられるため、質問の仕方を具体的にするなど障がいのある方の記載が増加するような配慮が必要と考えられる。

障害者差別解消法 認知度調査 調査結果

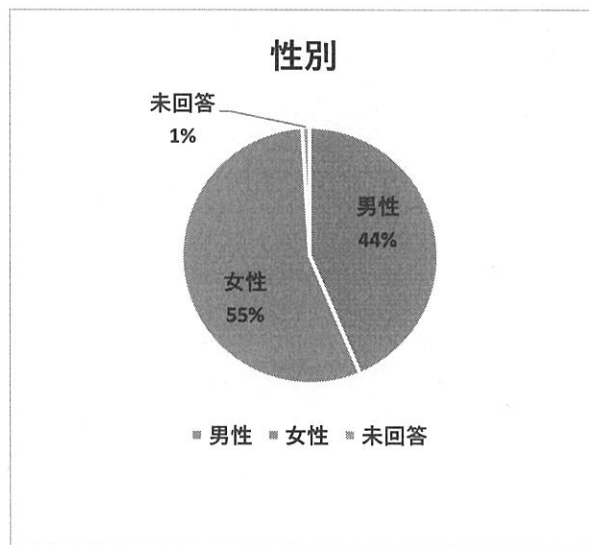
回答数

北海道電子自治体共同システム簡易申請	945
FAXまたは郵送	1,942
計	2,887



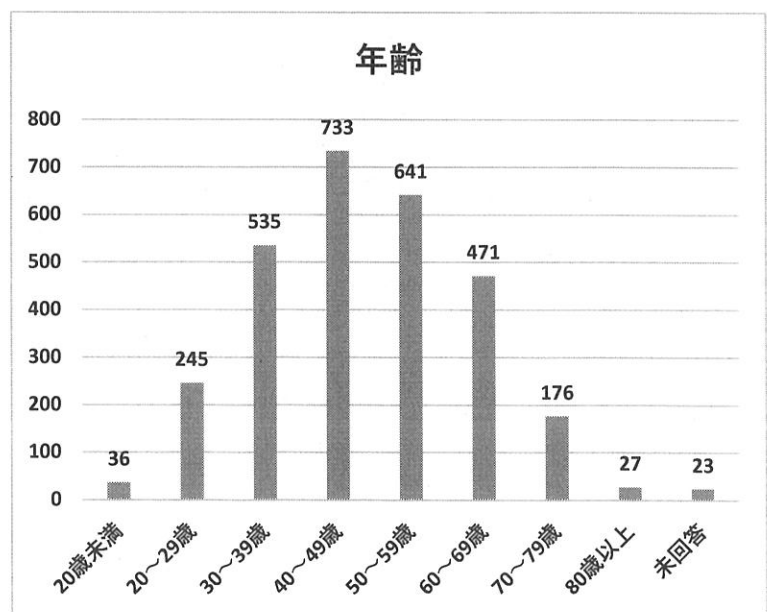
問1. あなたの性別を教えてください。

男性	1,229
女性	1,562
未回答	26



問2. あなたの年齢を教えてください。

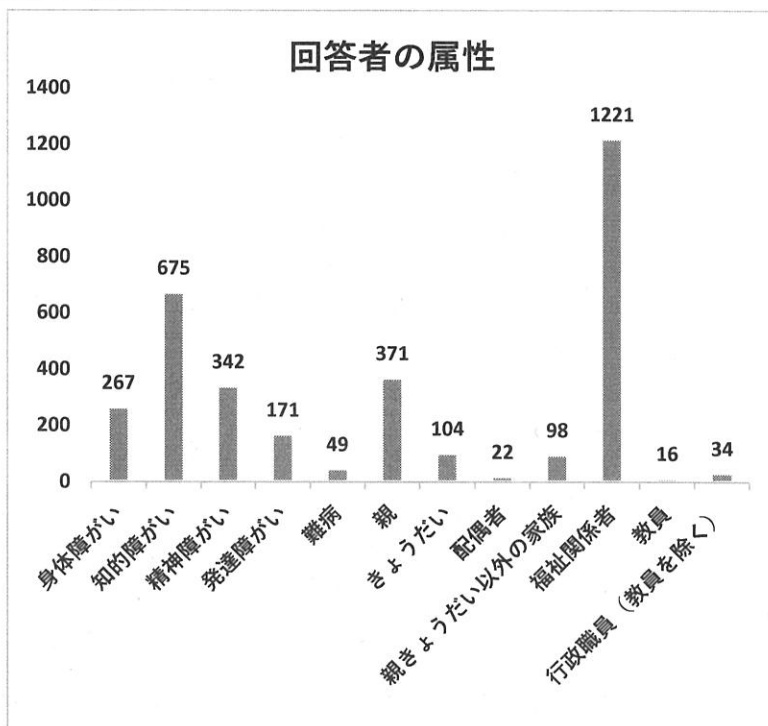
20歳未満	36
20～29歳	245
30～39歳	535
40～49歳	733
50～59歳	641
60～69歳	471
70～79歳	176
80歳以上	27
未回答	23



問3. あなたと障がいのある方との関係を教えてください。

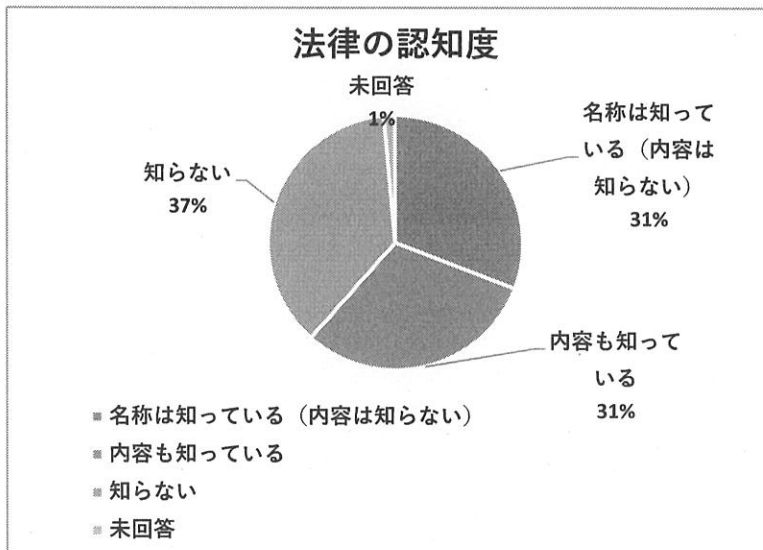
※ 該当するもの全てを選択

身体障がい	267
知的障がい	675
精神障がい	342
発達障がい	171
難病	49
親	371
きょうだい	104
配偶者	22
親きょうだい以外の家族	98
福祉関係者	1221
教員	16
行政職員（教員を除く）	34



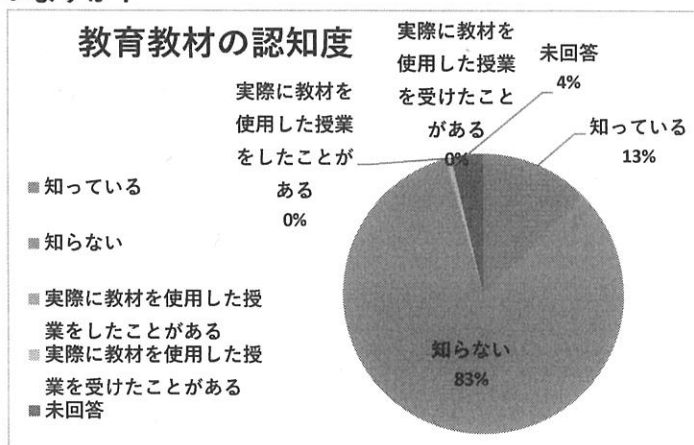
問4. 平成28年4月に施行された「障害者差別解消法」を知っていますか？

名称は知っている（内容は知らない）	891
内容も知っている	886
知らない	1070
未回答	40



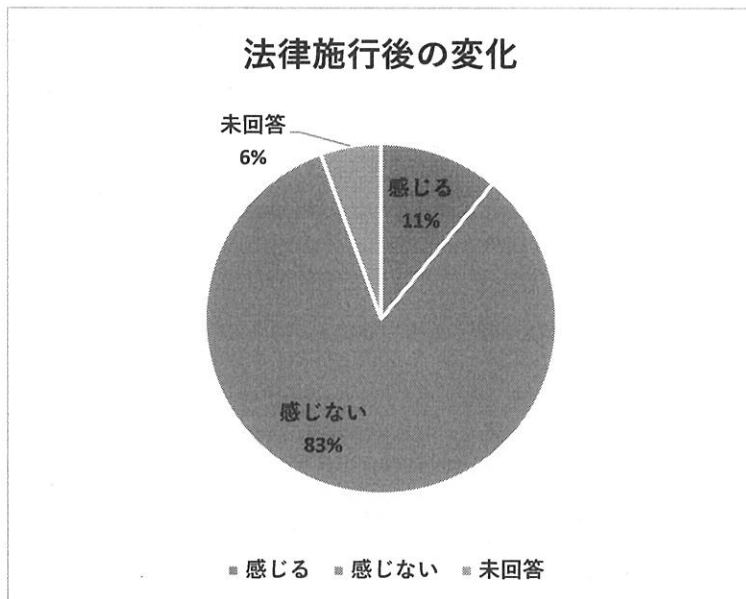
問5. 平成30年12月に認知度調査の結果を元に学校教育教材を作成し、全道の小中学校、特別支援学校に周知しています。知っていますか？

知っている	370
知らない	2391
実際に教材を使用した授業をしたことがある	6
実際に教材を使用した授業を受けたことがある	15
未回答	105



問6. 障害者差別解消法が施行されて、あなたの生活や仕事に何か変化を感じますか？

感じる	317
感じない	2410
未回答	160



問7. どのような変化を感じたのか具体的に教えてください。

(自由記載) 別紙のとおり

問8. 今後この法律をより多くの人に知ってもらうためには、どのような取組が必要だとお考えになりますか？

<主な意見の概要>

- 新聞・テレビ等のマスコミを活用した広報
- 講習・公演・イベントなどの機会を活用した周知
- 小学校等教育段階からの啓発(リーフレット等の配布)
- 市町村広報誌、町内会の回覧を活用した地域への周知
- その他